

# 契 約 書

重 要 事 項 説 明 書

個 人 情 報 同 意 書

- 介護予防・日常生活支援総合事業  
第一号訪問事業  
(介護予防訪問介護相当サービス)
- 指定訪問介護事業

ロザリオの園  
ホームヘルプサービス事業所

## 指定訪問介護事業

## 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業

# 利用契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人聖母の騎士会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供する訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の利用等について、以下のとおり契約を締結します

### 第一章総則

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。

#### 第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヵ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には契約は更新されたものとします。

#### 第3条 訪問介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）計画の作成・変更）

- 1 事業者は訪問介護、（第1号訪問介護）の提供を開始する際には利用者の心身の状況、希望及びおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、訪問介護計画、（介護予防訪問介護相当サービス計画）を作成する。  
計画書の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得たうえで交付します。
- 2 事業者は契約者に係るケアプラン、介護予防ケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、訪問介護計画書、（介護予防訪問介護相当サービス計画）の変更の必要があるかどうかを調査しその結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、変更するものとします。
- 4 事業者は、訪問介護計画書、（介護予防訪問介護相当サービス計画）を変更した場

合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員（第1号訪問介護従事者）等を派遣し契約者に対して入浴、排泄、食事の介助、身体の清拭、洗髪、衣類の着脱の介護その他必要な身体介護及び調理、洗濯、掃除、整理整頓、買物、その他自立支援等の生活援助を行ないます。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条（訪問介護員（第1号訪問介護従事者）の交替等）

- 1 本契約において、「訪問介護員」（第1号訪問介護従事者）とは、所定の研修を受けたうえで訪問介護、（介護予防訪問介護相当サービス）事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員、（第1号訪問介護従事者）、保健婦、看護婦、ソーシャルワーカー等、事業者が訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）を提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 契約者は、選任された訪問介護員（第1号訪問介護従事者）の交替を希望する場合には、当該訪問介護員（第1号訪問介護従事者）が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員（第1号訪問介護従事者）の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護員（第1号訪問介護従事者）の交替により、契約者及び介護者等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### 第7条（サービスの実施）

- 1 契約者は、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。
- 2 訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員（第1号訪問介護

従事者)が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第8条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金、体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:負担割合証に記載された負担割合を事業者を支払うものとします。  
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い))認定がされなかった場合(自立と判断された場合)全額が自己負担となり払い戻しはありません。
- 2 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前2項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は1か月毎に計算し、契約者はこれを翌月20日までに事業者が指定する銀行口座自動引落としにより支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### 第9条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問介護サービス(介護予防訪問介護相当サービス)の利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員(第1号訪問介護従事者)の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

### 第10条 (サービス内容の変更)

- 1 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービス提供が実施できない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

### 第11条 (利用料金の変更)

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった

場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます

### 第三章 事業者の義務

#### 第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により契約者の体調・健康状態等の必要な事項について契約者又はその家族等から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の実施について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は、その複写物を交付するものとします。

#### 第13条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、訪問介護サービス（介護予防訪問介護相当サービス）を提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に遺漏しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第15条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
  - 一 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して賠償が発生した場合
  - 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第8条第5項の規程を準用します。

### 第五章 契約の終了

#### 第17条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

#### 第18条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、

契約者は契約終了を希望する日の日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第11条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係る居宅サービス計画、（介護予防サービス・支援計画）が変更された場合

#### 第19条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
  - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
  - 二 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
  - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第20条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者またはその家族、身元引受人が次の各号に該当する場合、契約者またはその家族、身元引受人らに対して予告期間において、この契約を解除することができます。
  - 一 正当な理由なく利用料その他支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合
  - 二 本契約に違反し、改善を要請しても違反が是正されない場合
  - 三 信頼関係を維持することが困難な行為を行うことによって本契約を継続しがたい場合
  - 四 利用者または契約者、身元引受人らが次に記載する行為を行った場合
    - ・暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷、執拗なクレームなどの迷惑行為（言葉や態度によって人の尊厳や人格を傷つけたり、貶めたりする行為なども含む）
    - ・セクシャルハラスメント（性的に不快に感じる行為）
    - ・職員の写真や動画撮影、録音等を無断ですること、また、それらをSNS等に掲載すること。
  - 五 その他上記各号に準じる事由が生じた場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

#### 第21条（精算）

- 1 第17条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第六章 その他

### 第22条・オプション条項（契約当事者の変更）・

- 1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

### 第23条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第24条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。



事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり契約内容、重要事項説明書、個人情報の使用に係る内容を説明しました。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名、押印の上、各 1 通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 佐賀県佐賀市大和町大字久池井 1 5 2 1 - 2  
事業者 (法人名) 社会福祉法人 聖母の騎士会

代表者職・ 理事長 富 永 ミ ツ 子 印

説明者職・ サービス提供責任者 印

私は、事業者より上記の契約内容、重要事項説明書、個人情報の使用に係る説明を受け、同意しましたので契約致します。

契約者 (利用者) 住所.....

氏名..... 印

代筆者 氏名..... 印

代筆理由.....

家族 又は 住所.....

身元引受人 氏名..... 印

続柄 (利用者との関係).....